

## ○森林整備事業(造林事業)

国土の保全, 水源の涵養, 自然環境の保全, 林産物の供給等の森林の有する多面的機能の維持・増進を目的に, 植栽, 保育や間伐等の森林整備を実施します。



適切な手入れ(間伐)実施前の人工林



間伐が実施された人工林

- 森林整備事業(造林事業)の概要
- 林業経営体や森林所有者等が行う森林整備に対する補助
  - 事業主体：市町, 林業経営体, 森林所有者など
  - 実施内容：植栽, 下刈り, 保育間伐, (搬出)間伐など
  - 主な要件(詳細は「広島県造林事業実施要領」に規定)
    - 森林環境保全直接支援事業においては, 森林経営計画を策定していること。  
主な補助率：標準経費の68%
    - 特定森林再生事業(森林緊急造成, 被害森林整備等)においては, 地方公共団体と森林所有者等による協定等を締結していること。  
主な補助率：標準経費の68~72%